

八尾市障害児保育の利用決定における基準に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市障害児保育に関する要綱第7条の規定に基づき、障害児保育(以下「保育サポート」という。)の利用決定を行う上での基準となる指数等を定め、より客観的で公正な利用決定を行うことを目的とする。

(保育サポート認定および入所調整)

第2条 認定等の審査および入所調整に当たっては、発達検査の指数等を基準に、別表に示す手順および判定の流れに沿って決定する。

(実態調査)

第3条 前条に定める指数または児童状況書(様式第1号)による児童の状況把握は、保育利用申請のあった保護者の申請書類に基づき行い、必要がある場合は別途実態調査を行うものとする。

(定めのない事項)

第4条 この要領に定めのない事項については、保育・こども園課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

1 保育サポート認定及び入所調整に関する基準及び流れについて

<認定>

1 認定までの流れ

申請書類、こども情報システム及び本市関係課による入所調整会議において、児童の状況を把握する。

2 認定基準

新版K式発達検査の全領域発達指数(DQ)60以上75以下の範囲内の児童について、保育サポート対象と認定する。ただし、全領域発達指数(DQ)が範囲外の児童についても次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は保育サポート対象と認定する。

- (1) 全領域発達指数(DQ)76以上相当の児童については、児童状況書(様式第1号)裏面の状況等により配慮が必要であると入所調整会議において判断される場合、保育サポート対象と認定する。
- (2) 保育認定(2号)児童からの在園施設における保育サポートへの認定変更申請については、全領域発達指数(DQ)60未満であっても、保育保障のため認定する。
- (3) 公立園に在園している教育認定(1号)児童からの保育サポート(2号)への認定変更申請については、全領域発達指数(DQ)60未満であっても、認定する。
- (4) 保育提供を受けていない4・5歳児については全領域発達指数(DQ)55以上59以下であっても、就学前教育・保育施設における在籍確保のため、希望園に空き枠があれば保育サポート対象と認定する。

<入所調整>

1 入所調整基準と入所までの流れ

保育サポート認定を受けた児童について次の(1)から(2)の順に入所施設を決定する。

なお、全領域発達指数(DQ)の数値が同じ場合は、入所調整会議において配慮がより必要と判断される児童を優先して入所決定する。

- (1) 児童福祉の観点からより保育の必要性が高いと判断される児童を、全領域発達指数(DQ)の低い順に希望園への入所を決定する。
- (2) <入所調整>1の(1)以外の児童を、全領域発達指数(DQ)の低い順に希望園への入所を決定する。

2 その他

- (1) 保育サポートと八尾市立児童発達支援第2センターの同時入所申請は可能とする。
- (2) <入所調整>2の(1)において、保育サポートとしての入所施設と八尾市立児童発達支援第2センターのどちらにも決定することが可能となる場合は、保護者の希望を優先したうえで、いずれか一方に決定する。
- (3) <認定>2の(4)により保育サポート認定を受けた児童については、空きのある希望園に入所決定する。

2 <認定> 2 の (1) における判断基準 (児童状況書(様式第 1 号)裏面)

当てはまる個所に✓

児童名： _____

身体の様子	運動	☐ 年齢相応の動きができる	☐ 手先が不器用	☐ つかんだり握ったりできない	☐ 手や腕を自分で動かせない
	聴覚	●【身体の様子】、【生活の状況】、【発達の状況】項目について 児童の状況を確認するために活用する。 ●【行動】項目について ✓数をサポート認定可否の判断材料とする。			
	視覚				
生活の状況	食事				
	着替え				
	排泄				
発達の状況	理解				
	表現				
	対人関係				
	遊び				
行動	動き回って 落ち着かない				
	他者を傷つける・物を壊す	☐ ほとんどない	☐ ①	☐ ②	☐ ③
	自分を傷つける	☐	●加配対象 (1) ①②に2つ以上該当。 (2) ②に4つ以上該当。 (3) ③に1つ以上該当。 ○発達検査結果が全領域発達指数(DQ)76以上であっても、上記加配対象の(1)～(3)のいずれかに該当すれば、入所調整会議にて配慮の可否について判断する。		
	特定の行動を繰り返し日常生活に支障がある	☐			
	危険を伴う突発的な行動	☐			
	興奮やパニック	☐			

保護者署名欄： _____

日

当てはまる個所に✓

児童名： _____

身体の様子	運動	☐ 年齢相応の動きができる	☐ 手先が不器用 ☐ 歩行はできるが、一部介助が必要	☐ つかんだり握ったりできない ☐ 歩行ができないが、自力移動できる	☐ 手や腕を自分で動かせない ☐ 自力移動できない
	聴覚	☐ 特に問題なし	☐ 聞こえていない時がある	☐ 聴覚が低く装具を着用（数値右： 左： ）	
	視覚	☐ 特に問題なし	☐ 見えにくそうな時がある	☐ 視力が低く装具を着用（数値右： 左： ）	
生活の状況	食事	☐ スプーン・フォーク等を使い自分で食べる	☐ スプーンが手づかみで自分でたべる ☐ 部分的な介助があれば、何とか自分で食べる	☐ 意欲はあるが、ほぼ全介助が必要である	☐ 食事への意欲、関心がなく、自分で食べようとしていない
	着替え	☐ 時間はかかるが、自分で全部できる	☐ 見守り、または一部介助があれば自分でできる ☐ 自分でしようとする意欲があるが全介助	☐ 意欲は見られず、全介助で着脱する	
	排泄	☐ 自分で行きたいときにトイレに行き排泄する	☐ 予告するが失敗するときもある ☐ 予告せず、オムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる	☐ オムツに排泄しても知らせない	
発達の状況	理解	☐ 相手の話を理解できる	☐ 月齢相応の会話は難しいが、簡単な日常の話を理解できる ☐ 言葉のかけ方あるいは絵カード等で工夫すれば、指示が理解できる	☐ 月齢相応の会話は難しいが、制止・禁止等の言葉は理解できる	☐ 言葉の理解がなく、制止・禁止等の指示が入らない
	表現	☐ 自分の思っていることを話せる	☐ ログもったりするが、何とか話せる ☐ 簡単な言葉で表現できる	☐ ほとんど言葉は出ないが、身振り手振りで何とか表現できる	☐ 話せず、身振り手振りでも気持ちを伝えられない※2歳未満は除く
	対人関係	☐ 友だちとの関係を作れる	☐ 友だちに関心を示し関わろうとする ☐ 友だちとは関わろうとしないが、大人との関係は作れる	☐ 人への関心が薄く、かかわろうとしない	☐ 人への関心が全くなく、大人との関係が作れない
	遊び	☐ 友だちと一緒に年齢相応の遊びができる	☐ 部分的な介助があれば、友だちと一緒に遊ぶ ☐ 大人と一緒に集団活動に参加する	☐ 集団活動に関心を示さず、一人遊びが多い	
行動	動き回って落ち着かない	☐ ほとんどない	☐ 常に個別の声かけが必要	☐ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	
	他者を傷つける・物を壊す	☐ ほとんどない	☐ 常に個別の声かけが必要	☐ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	☐ 危険があり、常時付き添いが必要
	自分を傷つける	☐ ほとんどない	☐ 常に個別の声かけが必要	☐ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	
	特定の行動を繰り返し日常生活に支障がある	☐ ほとんどない	☐ 特定の行動を繰り返すが、日常生活は支障がない	☐ 特定の行動を繰り返し、日常生活に支障がある	
	危険を伴う突発的な行動	☐ ほとんどない	☐ 常に個別の声かけが必要	☐ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	
	興奮やパニック	☐ ほとんどない	☐ 常に個別の声かけが必要	☐ 手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	☐ 危険があり、常時付き添いが必要

保護者署名欄： _____